

国有林野事業(造林・生産)の請負者の皆様へ

造林や素材生産事業の請負では、契約後の前金払の対象などに制約があること等から、

- 事業に必要な資機材の購入、人件費や燃料費の支払い
- 災害等で事業地に入れない期間の掛かり増し経費
- 事業規模の拡大

等で一時的な資金が必要になった方も居られるのでは。

そのような時に「金融機関から円滑な借り入れができるのか」と心配される方もおありではないでしょうか。

もしもの場合には、当基金が借り入れ金の返済を肩代わりする債務保証を利用すれば金融機関からの融資も受けやすくなります。

資金の用途	借入限度額	保証期間	保証割合	保証料率
造林・素材生産 事業一般	契約金額の範囲内	1年以内	80%	0.20～ 1.80%
間伐事業			100%	

【ポイント】

- 当基金は特別な法律で昭和38年に設置された公的機関で、国や都道府県の出資を受けながら、中小林業者の融資を支援する機関です。
- 金融機関の融資や当基金の債務保証のご利用には一定の審査があります。
- 上記のほかにも色々なタイプの設備資金、運転資金の債務保証があります。

ご相談は、お近くの銀行、信用金庫、信用組合などの金融機関、当基金の窓口へ、お気軽にお問い合わせください。

独立行政法人 農林漁業信用基金 林業部保証課

住所：東京都千代田区内神田一丁目一番12号(コープビル)

電話：03-3294-5581(代表) 03-3294-5585(保証課直通)

URL <http://www.jaffic.go.jp>